

中教審第254号
令和7年1月28日

文部科学大臣 阿部 俊子 殿

中央教育審議会会長
荒瀬 克己

認証評価機関の認証について（答申）

令和6年3月12日付け5文科高第1844号で諮問のあった一般社団法人
専門職高等教育質保証機構に係る認証評価機関の認証については、別添の留意
事項を付すこととして、これを適当と認める。

(別添)

留意事項

機関名	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
評価の区分	学校教育法第 109 条第 3 項の評価（分野別認証評価）
評価対象となる学校種	専門職大学
評価対象となる分野	経営ビジネス分野

1. 大学評価基準について、当該分野の特性を踏まえたより適正な評価に資することはもとより、評価を受けた専門職大学の改善活動に寄与するよう、当該分野に精通した大学教員等や関連職業団体関係者等の意見を踏まえ、時宜に適う評価の実現に向けた不断の見直しを行うこと。
2. 評価委員候補者の選任に当たっては、各委員属性に求められる識見等に照らして、当該者がその識見等を有するか否かについての事前確認を徹底し、適格な評価委員候補者の選任を確実に行うこと。また、その評価委員候補者から評価委員を選出して評価委員会を設ける際にも、同じ委員属性の評価委員の専門領域に偏りが生じないよう十分に留意するなど、将来にわたって認証評価の公正かつ適確な実施に資する評価体制の確保に努めること。
3. 認証評価を将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、評価委員をはじめとした評価体制はもとより、事務局の体制についても充実に努めること。
4. 「自己評価実施要項（経営ビジネス分野）」の「別紙 3 別添 1 教員組織一覧（専任教員用）」について、専任教員数における実務家教員数やその内数となる研究能力を併せ有する実務家教員数が設置基準上求められる必要教員数等を満たしているかや、みなし専任教員数が設置基準上の上限を超えて必要教員数に算入されていないかといったことを十分に自己評価できない様式となっている。また、「別紙 3 別添 2 教員組織一覧（基幹教員用）」についても同様の状況が見受けられる。さらに、同様式には「開設年度（西暦）」を記載する欄があるが、一見すると、認証評価の対象となる学部学科等の開設年度によって基幹教員制度の適用の可否を判断しているように見受けられるため、基幹教員の規定を適用する場合には、専門職大学の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず専門職大学の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があることに留意することが必要である。以上のことを踏まえ、評価対象となる専門職大学に対して適切な自己評価を促すことはもとより、公正かつ適確な認証評価の実施に資するよう、適切な様式を用いて認証評価を実施すること。

(別添)

留意事項

機関名	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
評価の区分	学校教育法第 109 条第 3 項の評価（分野別認証評価）
評価対象となる学校種	専門職大学
評価対象となる分野	情報工学分野

1. 専門職大学の課程に係る分野として掲げる「情報工学分野」において評価の受審が想定される専門職大学の学科に「デジタルエンタテインメント学科」が含まれていることに鑑み、それに類する専門職大学の学科も含めた本分野に係る認証評価が将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、映像をはじめとしたコンテンツに係る教育研究等に係る評価を担保するため、大学評価基準や評価体制等の運用に十分留意すること。
2. 大学評価基準について、当該分野の特性を踏まえたより適正な評価に資することはもとより、評価を受けた専門職大学の改善活動に寄与するよう、当該分野に精通した大学教員等や関連職業団体関係者等の意見を踏まえ、時宜に合う評価の実現に向けた不断の見直しを行うこと。
3. 評価委員候補者の選任に当たっては、各委員属性に求められる識見等に照らして、当該者がその識見等を有するか否かについての事前確認を徹底し、適格な評価委員候補者の選任を確実に行うこと。また、その評価委員候補者から評価委員を選出して評価委員会を設ける際にも、同じ委員属性の評価委員の専門領域に偏りが生じないように十分に留意するなど、将来にわたって認証評価の公正かつ適確な実施に資する評価体制の確保に努めること。
4. 認証評価を将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、評価委員をはじめとした評価体制はもとより、事務局の体制についても充実に努めること。
5. 「自己評価実施要項（情報工学分野）」の「別紙 3 別添 1 教員組織一覧（専任教員用）」について、専任教員数における実務家教員数やその内数となる研究能力を併せ有する実務家教員数が設置基準上求められる必要教員数等を満たしているかや、みなし専任教員数が設置基準上の上限を超えて必要教員数に算入されていないかといったことを十分に自己評価できない様式となっている。また、「別紙 3 別添 2 教員組織一覧（基幹教員用）」についても同様の状況が見受けられる。さらに、同様式には「開設年度（西暦）」を記載する欄があるが、一見すると、認証評価の対象となる学部学科等の開設年度によって基幹教員制度の適用の可否を判断しているように見受けられるため、基幹教員の規定を適用する場合には、専門職大学の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず専門職大学の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があることに留意することが必要である。以上のことを踏まえ、評価対象となる専門職大学に対して適切な自己評価を促すことはもとより、公正かつ適確な認証評価の実施に資するよう、適切な様式を用いて認証評価を実施すること。

(別添)

留意事項

機関名	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
評価の区分	学校教育法第 109 条第 3 項の評価（分野別認証評価）
評価対象となる学校種	専門職大学
評価対象となる分野	農林環境分野

1. 大学評価基準について、当該分野の特性を踏まえたより適正な評価に資することはもとより、評価を受けた専門職大学の改善活動に寄与するよう、当該分野に精通した大学教員等や関連職業団体関係者等の意見を踏まえ、時宜に適う評価の実現に向けた不断の見直しを行うこと。
2. 委員属性 B の評価委員候補者について、農林環境分野の主たる構成領域と考えられる農林領域に精通した候補者を必ずしも十分に確保できているとは見受けられないため、委員属性 B の「関連職業団体」について農林領域に属する団体との連携等を強化し、当該委員属性で求められる識見等に照らして農林領域に精通した評価委員候補者の更なる充実を図り、将来にわたってより高質な評価体制の確保に努めること。
3. 評価委員候補者の選任に当たっては、各委員属性に求められる識見等に照らして、当該者がその識見等を有するか否かについての事前確認を徹底し、適格な評価委員候補者の選任を確実に行うこと。また、その評価委員候補者から評価委員を選出して評価委員会を設ける際にも、同じ委員属性の評価委員の専門領域に偏りが生じないように十分に留意するなど、将来にわたって認証評価の公正かつ適確な実施に資する評価体制の確保に努めること。
4. 認証評価を将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、評価委員をはじめとした評価体制はもとより、事務局の体制についても充実に努めること。
5. 「自己評価実施要項（農林環境分野）」の「別紙 3 別添 1 教員組織一覧（専任教員用）」について、専任教員数における実務家教員数やその内数となる研究能力を併せ有する実務家教員数が設置基準上求められる必要教員数等を満たしているかや、みなし専任教員数が設置基準上の上限を超えて必要教員数に算入されていないかといったことを十分に自己評価できない様式となっている。また、「別紙 3 別添 2 教員組織一覧（基幹教員用）」についても同様の状況が見受けられる。さらに、同様式には「開設年度（西暦）」を記載する欄があるが、一見すると、認証評価の対象となる学部学科等の開設年度によって基幹教員制度の適用の可否を判断しているように見受けられるため、基幹教員の規定を適用する場合には、専門職大学の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず専門職大学の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があることに留意することが必要である。以上のことを踏まえ、評価対象となる専門職大学に対して適切な自己評価を促すことはもとより、公正かつ適確な認証評価の実施に資するよう、適切な様式を用いて認証評価を実施すること。

(別添)

留意事項

機関名	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
評価の区分	学校教育法第 109 条第 3 項の評価（分野別認証評価）
評価対象となる学校種	専門職大学
評価対象となる分野	アニメ・マンガ分野

1. 大学評価基準について、当該分野の特性を踏まえたより適正な評価に資することはもとより、評価を受けた専門職大学の改善活動に寄与するよう、当該分野に精通した大学教員等や関連職業団体関係者等の意見を踏まえ、時宜に適う評価の実現に向けた不断の見直しを行うこと。
2. 委員属性 B の評価委員候補者について、アニメ・マンガ分野の主たる構成領域と考えられるマンガ領域に精通した候補者を必ずしも十分に確保できているとは見受けられないため、委員属性 B の「関連職業団体」についてマンガ領域に属する団体との連携等を強化し、当該委員属性で求められる識見等に照らしてマンガ領域に精通した評価委員候補者の更なる充実を図り、将来にわたってより高質な評価体制の確保に努めること。
3. 評価委員候補者の選任に当たっては、各委員属性に求められる識見等に照らして、当該者がその識見等を有するか否かについての事前確認を徹底し、適格な評価委員候補者の選任を確実に行うこと。また、その評価委員候補者から評価委員を選出して評価委員会を設ける際にも、同じ委員属性の評価委員の専門領域に偏りが生じないように十分に留意するなど、将来にわたって認証評価の公正かつ適確な実施に資する評価体制の確保に努めること。
4. 認証評価を将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、評価委員をはじめとした評価体制はもとより、事務局の体制についても充実に努めること。
5. 「自己評価実施要項（アニメ・マンガ分野）」の「別紙 3 別添 1 教員組織一覧（専任教員用）」について、専任教員数における実務家教員数やその内数となる研究能力を併せ有する実務家教員数が設置基準上求められる必要教員数等を満たしているかや、みなし専任教員数が設置基準上の上限を超えて必要教員数に算入されていないかといったことを十分に自己評価できない様式となっている。また、「別紙 3 別添 2 教員組織一覧（基幹教員用）」についても同様の状況が見受けられる。さらに、同様式には「開設年度（西暦）」を記載する欄があるが、一見すると、認証評価の対象となる学部学科等の開設年度によって基幹教員制度の適用の可否を判断しているように見受けられるため、基幹教員の規定を適用する場合には、専門職大学の一部の学部等に限ってこれを行うことは認められず、必ず専門職大学の全部の学部等において一斉に当該規定を適用する必要があることに留意することが必要である。以上のことを踏まえ、評価対象となる専門職大学に対して適切な自己評価を促すことはもとより、公正かつ適確な認証評価の実施に資するよう、適切な様式を用いて認証評価を実施すること。

(別添)

留意事項

機関名	一般社団法人専門職高等教育質保証機構
評価の区分	学校教育法第 109 条第 3 項の評価（分野別認証評価）
評価対象となる学校種	専門職短期大学
評価対象となる分野	農林環境分野

1. 大学評価基準について、当該分野の特性を踏まえたより適正な評価に資することはもとより、評価を受けた専門職短期大学の改善活動に寄与するよう、当該分野に精通した大学教員等や関連職業団体関係者等の意見を踏まえ、時宜に適う評価の実現に向けた不断の見直しを行うこと。
2. 委員属性 B の評価委員候補者について、農林環境分野の主たる構成領域と考えられる農林領域に精通した候補者を必ずしも十分に確保できているとは見受けられないため、委員属性 B の「関連職業団体」について農林領域に属する団体との連携等を強化し、当該委員属性で求められる識見等に照らして農林領域に精通した評価委員候補者の更なる充実を図り、将来にわたってより高質な評価体制の確保に努めること。
3. 評価委員候補者の選任に当たっては、各委員属性に求められる識見等に照らして、当該者がその識見等を有するか否かについての事前確認を徹底し、適格な評価委員候補者の選任を確実に行うこと。また、その評価委員候補者から評価委員を選出して評価委員会を設ける際にも、同じ委員属性の評価委員の専門領域に偏りが生じないように十分に留意するなど、将来にわたって認証評価の公正かつ適確な実施に資する評価体制の確保に努めること。
4. 認証評価を将来にわたって公正かつ適確に実施できるよう、評価委員をはじめとした評価体制はもとより、事務局の体制についても充実に努めること。
5. 「自己評価実施要項（農林環境分野）」の「別紙 3 別添 1 教員組織一覧（専任教員用）」について、専任教員数における実務家教員数やその内数となる研究能力を併せ有する実務家教員数が設置基準上求められる必要教員数等を満たしているかや、みなし専任教員数が設置基準上の上限を超えて必要教員数に算入されていないかといったことを十分に自己評価できない様式となっている。また、「別紙 3 別添 2 教員組織一覧（基幹教員用）」についても同様の状況が見受けられる。さらに、同様式には「開設年度（西暦）」を記載する欄があるが、一見すると、認証評価の対象となる学科の開設年度によって基幹教員制度の適用の可否を判断しているように見受けられるため、基幹教員の規定を適用する場合には、専門職短期大学の一部の学科に限ってこれを行うことは認められず、必ず専門職短期大学の全部の学科において一斉に当該規定を適用する必要があることに留意することが必要である。以上のことを踏まえ、評価対象となる専門職短期大学に対して適切な自己評価を促すことはもとより、公正かつ適確な認証評価の実施に資するよう、適切な様式を用いて認証評価を実施すること。